

「自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う事務の取扱いについて」  
 (昭和44年12月26日付け、自保第342号、自整第295号、自車第1393号)

新	旧
<p>標記につき別添のとおり、自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令(昭和44年12月26日運輸省令第59号)が公布され、昭和45年1月1日から施行されることとなったので、別紙事項を了知のうえ、事務処理に遺憾なきを期するとともに、その周知徹底を図られたい。</p> <p><u>附則(平成29年3月13日 国官参自保第806号、国自整第355号)</u></p> <p><u>1. 改正後の通達は、平成29年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>2. 別記1の様式については、当分の間、なお従前の例によること</u> <u>る。</u></p> <p>別紙</p> <p>1 自動車損害賠償保障法施行規則(以下「規則」という。)第1条の2第1号について              「複写器」とは、写真機又はオートファックス等原形どおりに複写することができる器具をいう。</p> <p>2 規則第1条の2第2号について</p> <p>(1) 「複写紙」とは、カーボン紙又は感圧紙(当該用紙を間接的に筆圧程度で加圧すると発色する用紙)等をいう。</p> <p>(2) 「保険証明書の作成のための筆記と同一の筆記」とは、いわゆるワンライティング方式によって作成することをいう。</p> <p>なお、自動車損害賠償責任保険証明書作成のための筆記と同一の筆記により作成された自動車損害賠償責任保険料領収書の書面は、当分の</p>	<p>標記につき別添のとおり、自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令(昭和44年12月26日運輸省令第59号)が公布され、昭和45年1月1日から施行されることとなったので、別紙事項を了知のうえ、事務処理に遺憾なきを期するとともに、その周知徹底を図られたい。</p> <p>別紙</p> <p>1 自動車損害賠償保障法施行規則(以下「規則」という。)第1条の2第1号について              「複写器」とは、写真機又はオートファックス等原形どおりに複写することができる器具をいう。</p> <p>2 規則第1条の2第2号について</p> <p>(1) 「複写紙」とは、カーボン紙又は感圧紙(当該用紙を間接的に筆圧程度で加圧すると発色する用紙)等をいう。</p> <p>(2) 「保険証明書の作成のための筆記と同一の筆記」とは、いわゆるワンライティング方式によって作成することをいう。</p> <p>なお、自動車損害賠償責任保険証明書作成のための筆記と同一の筆記により作成された自動車損害賠償責任保険料領収書の書面は、当分の</p>

間、規則第1条の2第2号の方法によって作成したものとして扱って差し支えない。

### 3 規則第1条の2第3号について

(1) 「保険証明書を交付した者」とは、保険業法（平成7年法律第105号）第2条第4項に規定する損害保険会社、同条第9項に規定する外国損害保険会社等及び次の協同組合等をいう。

- ・農業協同組合法に基づく農業協同組合及び農業協同組合連合会
- ・消費生活協同組合法に基づく消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会
- ・中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合及び協同組合連合会

(2) 「法第9条第6項の規定による提示を受けた者」とは、道路運送車両法第94条の3第1項の指定自動車整備事業者及び総合特別区域法第22条の2第11項の指定点検整備事業者をいう。

(3) 法第9条第6項の規定による提示を受けた者が転写し、記名押印した自動車損害賠償責任保険証明書の写しとしては、当分の間、次の方法によって作成したものを用いて差し支えない。

道路運送車両法第94条の5第1項の規定による保安基準適合証又は総合特別区域法第22条の2第11項の規定による点検整備済証の余白に別記1の様式による欄を設け、法第9条第6項の規定による提示を受けた者が、当該欄に当該証明書に係る次の事項を転写、又は、道路運送車両法第94条の5第2項及び第3項の規定により、次の事項を登録情報処理機関に提供したもの（法第9条第2項の規定により、自動車損害賠償責任保険証明書に記載すべき事項を電磁的方法により登録情報処理機関へ提供することができない場合に限る。）

イ 自動車損害賠償責任保険証明書番号（自動車損害賠償責任共済の場合にあっては責任共済証明書番号）

ロ 保険会社名（責任共済の場合にあっては協同組合等名）

なお、保険会社名については、別記2の保険会社名略称表による、略称を記載して差し支えない。

間、規則第1条の2第2号の方法によって作成したものとして扱って差し支えない。

### 3 規則第1条の2第3号について

(1) 「保険証明書を交付した者」とは、保険業法（平成7年法律第105号）第2条第4項に規定する損害保険会社、同条第9項に規定する外国損害保険会社等及び次の協同組合等をいう。

- ・農業協同組合法に基づく農業協同組合及び農業協同組合連合会
- ・消費生活協同組合法に基づく消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会
- ・中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合及び協同組合連合会

(2) 「法第9条第6項の規定による提示を受けた者」とは、道路運送車両法第94条の3第1項の指定自動車整備事業者及び総合特別区域法第22条の2第11項の指定点検整備事業者をいう。

(3) 法第9条第6項の規定による提示を受けた者が転写し、記名押印した自動車損害賠償責任保険証明書の写しとしては、当分の間、次の方法によって作成したものを用いて差し支えない。

道路運送車両法第94条の5第1項の規定による保安基準適合証又は総合特別区域法第22条の2第11項の規定による点検整備済証の余白に別記1の様式による欄を設け、法第9条第6項の規定による提示を受けた者が、当該欄に当該証明書に係る次の事項を転写したもの

イ 自動車損害賠償責任保険証明書番号（自動車損害賠償責任共済の場合にあっては責任共済証明書番号）

ロ 保険会社名（責任共済の場合にあっては協同組合等名）

なお、保険会社名については、別記2の保険会社名略称表による、略称を記載して差し支えない。

4 規則第5条の2第6号の2について

保険契約者（又は共済契約者）が、責任保険（又は責任共済）の契約を解除することができる要件に回送運行許可番号標を運輸支局長に返納した場合を加えたものである。

別記1

証明書番号	保険会社

別記2（略）

ハ 保険契約者名（責任共済の場合にあっては責任共済契約者名を記載すること。）

なお、保険契約者名が、保安基準適合証に記載された使用者の氏名又は名称と同一の場合は、当該欄に、「使」の記号を記載して差し支えない。

4 規則第5条の2第6号の2について

保険契約者（又は共済契約者）が、責任保険（又は責任共済）の契約を解除することができる要件に回送運行許可番号標を運輸支局長に返納した場合を加えたものである。

別記1

証明書番号	保険会社	<u>保険契約者名</u>

別記2（略）